

平成 29 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 41 号 説 明 資 料

平成 29 年 11 月 29 日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～5
新旧対照表	-----	6～11

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

○改正概要

平成 29 年度税制改正において、固定資産税については地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となる固定資産の導入及び廃止等、軽自動車税については税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））の見直しが行われ、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

○改正内容

1 固定資産税関係

- (1) 保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）について

保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置を行うため、現行の地域型保育事業^{*1}のうち家庭的保育事業^{*①}、居宅訪問型保育事業^{*②}、事業所内保育事業^{*③}の用に供する固定資産税についてわがまち特例^{*Ⅲ}を導入し、企業主導型保育事業^{*Ⅱ}の用に供する固定資産についてわがまち特例を導入したうえで創設します。

施行日：公布の日

ア 適用要件

- ①家庭的保育事業（地方税法第 349 条の 3 第 28 項）

児童福祉法の規定により町の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産

- ②居宅訪問型保育事業（地方税法第 349 条の 3 第 29 項）

児童福祉法の規定により町の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産

- ③事業所内保育事業（地方税法第 349 条の 3 第 30 項）

児童福祉法の規定により町の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産

※利用定員 5 人以下の事業所内保育事業について、わがまち特例を導入します。

- ④企業主導型保育事業（地方税法附則第 15 条第 44 項）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく一定の政府の補助を受けた事業主等が、特定事業所内保育施設（児童福祉法上の認可外施設で事業所内保育事業を目的とするもののうち、当該政府の補助に係るもの）の用に供する固定資産

イ 条例で定める割合

現行		改正後	
地方税法で定める割合		地方税法で定める割合	条例で定める割合※
① 家庭的保育事業	1/2	1/2を参酌して1/3以上 2/3以下の範囲内において、市町村の	1/3
② 居宅訪問型保育事業			
③ 事業所内保育事業			
④ 企業主導型保育事業	—	条例で定める割合	

※条例で定める割合とは、課税標準額に乗ずる割合のこと。この場合の固定資産税額は、課税標準額に条例で定める割合を乗じた額に対し、税率を掛けた金額となる。

- ・ 有料で借り受けた固定資産を除く。
- ・ ④は、適用開始年度から5年度分に限る。

ウ 内容

固定資産税の課税標準額は、1/3（条例で定める割合）を乗じて得た額とします。（固定資産税額の2/3を軽減）

(2) わがまち特例廃止に伴う町税条例の規定の削除について

ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器）に係るわがまち特例廃止により、町税条例の規定の削除を行います。

(3) 被災住宅用地に係る特例措置の拡充

被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法に基づいて市町村が指定する地域）に定められた土地について、被災住宅用地に係る特例措置の適用を2年度分から4年度分に拡充します。

(4) 地方税法の一部改正により、項ずれ等の整備を行います。

《 用語解説 》

I. 地域型保育事業

小規模保育事業（利用定員 6 人～19 人）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の 4 類型に分類されます。

①家庭的保育事業（利用定員 5 人以下）

市町村の認可を受けた家庭的保育者が、自宅の居室などで行う保育事業。利用定員 6 人以上は小規模保育事業（非課税）となります。

②居宅訪問型保育事業（利用定員の制限なし）

障がいや疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である子どもの居宅で行う保育事業です。

③事業所内保育事業（利用定員の定めなし）

企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を行う地域型保育事業。利用定員が 6 人以上は非課税となります。

II. 企業主導型保育事業（利用定員 6 人以上）

企業が自社の従業員の子ども（近隣の子ども受け入れ可能）の保育を行う目的で実施する認可外保育事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助金を受けて実施される事業。補助金の交付要件が利用定員 6 人以上となっているため、5 人以下の企業主導型保育事業はありません。

III. 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

地方団体の自主性・自立性を一層高めるとともに税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、国が一律で定めていた特例措置の内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする措置です。

2 軽自動車税関係

軽自動車税の4輪等に係る税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））について、重点化を行った上で2年間延長する。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得（新車に限る。）した4輪以上及び3輪の軽自動車で、燃費性能及び排出ガス性能について重点化を行い、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成30年度又は平成31年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））を、平成29年度に引き続き講じます。

施行日：公布の日

○ グリーン化特例（軽課）の重点化について

（1）燃費性能

対象車両等	軽減率	現行	改正後
電気軽自動車等	概ね 75%		
乗 用 [※]	概ね 50%	平成32年度燃費基準より <u>20%以上燃費性能の良い</u> もの	平成32年度燃費基準 より <u>30%以上燃費性能</u> の良いもの
	概ね 25%	平成32年度燃費基準を 満たすもの	平成32年度燃費基準 より <u>10%以上燃費性能</u> の良いもの
貨物用 [※]	概ね 50%	平成27年度燃費基準より 35%以上燃費性能の良い もの	変更無し
	概ね 25%	平成27年度燃費基準より 15%以上燃費性能の良い もの	変更無し

（2）排出ガス性能

※乗用・貨物用は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

◇アンダーラインは重点化箇所

(参考) 新規取得(新車に限る。)した4輪以上及び3輪の軽減税率表

① 軽減率75%

区 分			標準税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△8,100円	2,700円
		営業用	6,900円	△5,100円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	△3,700円	1,300円
		営業用	3,800円	△2,800円	1,000円
3輪			3,900円	△2,900円	1,000円

② 軽減率50%

区 分			標準税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△5,400円	5,400円
		営業用	6,900円	△3,400円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	△2,500円	2,500円
		営業用	3,800円	△1,900円	1,900円
3輪			3,900円	△1,900円	2,000円

③ 軽減率25%

区 分			標準税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△2,700円	8,100円
		営業用	6,900円	△1,700円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	△1,200円	3,800円
		営業用	3,800円	△900円	2,900円
3輪			3,900円	△900円	3,000円

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 第1章 総則 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 省略 第2節 固定資産税</p>	<p>目次 第1章 総則 省略 第2章 普通税 第1節 町民税 省略 第2節 固定資産税</p>
<p>第18条・第18条の2 省略 (法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>	<p>第18条・第18条の2 省略</p>
<p>第18条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	
<p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	
<p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	
<p>第19条～第20条 省略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)</p>	<p>第19条～第20条 省略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>案分</u>の申出)</p>
<p>第20条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する<u>共用土地</u>で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定する<u>共用土地</u>納税義務者の代表者が毎年1月31日までに<u>按分</u>の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p>	<p>第20条の2 法第352条の2第3項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する<u>共同土地</u>で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>案分</u>の申出は、同項に規定する<u>共同土地</u>納税義務者の代表者が毎年1月31日までに<u>案分</u>の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p>
<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第24条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第24条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第24条の2において「<u>避難等解除日</u>」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第24条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度</p>	<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下本項 及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>案分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第24条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第24条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第24条の2において「<u>避難 解除日</u>」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第24条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度</p>

改正案	現行
<p>から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第24条の2第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 省略</p> <p>第21条～第24条 省略</p>	<p>から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第24条の2第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により案分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の案分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 省略</p> <p>第21条～第24条 省略</p>

改正案	現行
<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過す</p>	<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下本号 及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積</p> <p>(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細</p> <p>(5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過す</p>

改正案	現行																								
<p>る日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第25条 省略 第2章 第3節 軽自動車税～第5章罰則 省略</p> <p>附 則 1～25 省略</p>	<p>る日を賦課期日とする年度までの各年度分</p> <p>の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第25条 省略 第2章 第3節 軽自動車税～第5章罰則 省略</p> <p>附 則 1～25 省略</p> <p>26 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>																								
<p>26 省略 27 省略 28 省略 29 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第32項及び第33項において同じ。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 959 875 1158"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	<p>27 省略 28 省略 29 省略 30 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項____において同じ。)に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 959 1877 1158"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																							
	10,800円	5,400円																							
	3,800円	1,900円																							
	5,000円	2,500円																							
第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																							
	10,800円	5,400円																							
	3,800円	1,900円																							
	5,000円	2,500円																							
<p>30 省略</p>	<p>31 省略</p>																								

改正案	現行
<p>31 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第28項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>32 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第29項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>33 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第30項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>34 省略</p>	32 省略
<p>35 省略 (固定資産税の課税標準の特例)</p>	33 省略 (固定資産税の課税標準の特例)
<p>36 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	34 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
<p>37 法附則第15条第32項第1号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	35 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
<p>38 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	36 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

改正案	現行
39 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	37 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。とする。
40 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	38 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
41 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p>	
1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	
<p style="text-align: center;"><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p>	
2 <u>この条例による改正後の大磯町町税条例の規定中固定資産税に関する部分(次項の規定を除く。)は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u>	
3 <u>平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u>	